

内部通報処理に関する規程を次のように定める。

平成18年3月24日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

公益通報処理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の役員、職員及び第5条第2号から第4号までに規定する者（以下「役職員等」という。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、独立行政法人日本学生支援機構におけるコンプライアンス態勢の強化に資することを目的とする。

(統括)

第2条 機構の理事長（以下単に「理事長」という。）は、機構の公益通報処理に関し統括する。

(窓口)

第3条 役職員等からの通報を受け付ける窓口は、次に掲げる者とする。

- (1) 監事のうち理事長が指名する者
- (2) 総務部人事課長
- (3) 顧問弁護士のうち理事長が委嘱する者
- (4) その他理事長が指名する職員

2 法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口は、次に掲げる者とする。

- (1) 総務部人事課長
- (2) 顧問弁護士のうち理事長が委嘱する者
- (3) その他理事長が指名する職員

(通報の方法)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話、電子メール、書面及び面会とする。

(通報者及び相談者)

第5条 通報窓口及び相談窓口の利用者は、次に掲げる者とする。

- (1) 機構の役職員
- (2) 機構を退職した者
- (3) 機構に勤務している派遣労働者

(4) その他関係業者等の機構と業務上の関係を有する者

(調査)

第6条 総務部人事課は、通報された事項の受理又は不受理を決定し、その結果を理事長、理事長代理及び監事に直ちに報告する。ただし、通報された事項が総務部人事課に関するものである場合は、監査室が行う。

2 理事長は、前項により通報を受理した旨の報告を受けた場合は、その内容の真偽等について速やかに調査するものとする。

3 理事長は、必要に応じ、役職員等による調査チームを編成し、これに調査させることができる。

4 理事長が適当と認める場合には、第2項の調査は、前項の調査チームが行う調査をもって代えることができる。

5 調査チームは、前項の調査結果を理事長に報告するものとする。

6 理事長は、調査結果の報告を受けて、コンプライアンスの推進に関する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第18号）第4条に定めるコンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を開催し、通報内容の真偽等について審議等を行わせるものとする。

(利益相反関係の排除)

第6条の2 被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）又は通報者と直接の利害関係を有する役職員等は、通報処理に関与してはならない。

2 理事長が、被通報者又は通報者と直接の利害関係を有する場合は、理事長代理がその職務を代行する。

3 前項に定める場合のほか、通報内容等によりこの規程により難しい事情がある場合には、これと異なる取扱いをすることができる。

(協力義務)

第7条 各部署は、通報された内容の事実関係調査に際して協力を求められた場合には、調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第8条 委員会の審議等の結果、不正行為が明らかになった場合には、機構は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第9条 委員会の審議等の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長は当該行為に関与した役職員に対し、役員については独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）に基づく処分又はその他必要な措置を講ずることができ、職員については職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第14号。以下「就業規則」という。）又は非常勤職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第45号。以下「非常勤職員就業規則」という。）に基づき処分を課すことができる。

(通報者等の保護)

第10条 機構は、第5条に規定する通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いをも行ってはならない。

2 機構は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないよう適切な措置をとらなければならない。

3 理事長は、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った役職員がいた場合には、前条の規定に準じて処分を課することができる。

（個人情報保護の保護）

第11条 機構及び本規程に定める業務に関わる者は、通報された内容及び調査等で得られた個人情報を開示してはならない。

2 理事長は正当な理由なく個人情報を開示した役職員に対し、役員については通則法に基づく処分又はその他必要な措置を講ずることができ、職員については就業規則又は非常勤職員就業規則に基づき処分を課することができる。

（通知）

第12条 機構は、通報者に対して、委員会の審議等の結果及び是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知するよう努めなければならない。

（不正の目的）

第13条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。理事長は、そのような通報を行った役職員に対し、役員については通則法に基づく処分又はその他必要な措置を講ずることができ、職員については就業規則又は非常勤職員就業規則に基づき処分を課することができる。

（相談又は通報を受けた者の責務）

第14条 第3条の窓口担当者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

（体制等の周知）

第15条 機構は、インターネットの利用その他適切な方法により、役職員等に機構における公益通報処理の体制等について、周知するものとする。

（教育等）

第16条 機構は、公益通報業務従事者に対し、事実調査その他の公益通報の処理の業務に必要な知識及び技術を習得させ、又は向上させるために必要な教育等を行うものとする。

（通報された事項の記録及び管理）

第17条 総務部人事課は、通報の受付、調査の実施・検証、是正措置・再発防止策等の通報された事項に係る処理について、その詳細を記録する。

2 総務部人事課は、通報された事項の処理に際して取得した書類、物品等を厳重に保管し、これらの漏えい、滅失及びき損の防止に努めなければならない。

3 第1項及び第2項において、通報された事項が総務部人事課に関するものである場合、通報された事項の記録及び管理は監査室が行う。

（本規程に基づく制度の運用及び改善）

第18条 理事長は、本規程に関する整備及び運用の状況等について、定期的に評価・点検等を行うとともに、必要に応じて改善を行うものとする。

2 理事長は、通報窓口に寄せられた内部通報に関する運用実績の概要を、適切な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲において機構の役職員及び機構に勤務している派遣労働者に開示するものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第18号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、平成18年10月19日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第14号）
（施行期日）

この規程は、平成20年6月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第16号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第14号）

この規程は、平成24年5月21日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第26号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、平成27年7月1日から施行し、改正後の公益通報処理に関する規程の規定及びコンプライアンスの推進に関する規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第14号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第24号）

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第16号）

この規程は、令和6年8月27日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和8年規程第17号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。